# セーフティーネット保証5号の規定に基づく業種指定について

経済産業省 製造産業局より、表記の件で連絡がありました。次ページ以降をご確認ください。

## <補足>

業種指定は3か月間の売上高等が前年同月比5%以上の減少となった場合に指定され、現在は指定業種となっています。

但し、現在の経産省での集計方法では、来年 1 月からは 5%以上の減少とはならず、業種指定から外れる可能性が高いとのことです。

尚、業種指定から外れる保証内容は全面的ではなく、2 ページの < 特例保証の内容 > の点線枠の 内容のみです。

以上、事前にご承知おき願います。

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(セーフティネット保証5号)の規定に基づく業種指定について

令和3年7月 経済産業省生活製品課 日用品担当

# 1. 信用保証制度

信用保証制度とは、中小企業や小規模事業者が、信用保証協会の「信用保証」を得て、金融機関から融資を受ける仕組み。

原則として中小企業信用保険法に定める中小企業・小規模事業者の方を対象とした融資制度。保証対象となる資金は事業経営に必要な資金であって、保証限度額は、普通保険に係る保証2億円(組合の場合は4億円)と無担保保険に係る保証の限度額8千万円を加えた2億8千万円(組合の場合は4億8千万円)が限度となっている。

# 2. セーフティネット保証制度

セーフティネット保証制度とは、中小企業信用保険法で定める要因によって経営の安定に 支障が生じている中小企業者に対し、<u>信用保証協会を通じ、保証限度額の別枠化</u>により、資 金調達の円滑化を図る制度。各種要因により1号から8号まで分類されている。

1号:連鎖倒產防止

2号:取引先企業のリストラ等の事業活動の制限

3号:突発的災害(事故など)

4号: 突発的災害(自然災害など)

5号:業況の悪化している業種(全国的)

6号:取引金融機関の破綻

7号:金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整

8号:金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

対象となる中小企業者は、所在地の<u>市町村の商工担当課等の窓口に認定申請書を提出し、</u> <u>認定を受け</u>、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き 融資を申し込むことが必要。

#### 3. セーフティネット保証5号の概要

需要の著しい減少等により中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障が生じている業種について、セーフティネット保証 5 号の規定に基づいて指定。指定された業種に属する事業を営む中小企業者は、売上高等の減少につき市町村長又は特別区長の認定を受けることにより、金融機関から借入を行う際に信用保証協会の特例保証(別枠保証等)の利用が可能と

なる。信用保証制度の一般保証は 2 億 8,000 万円が限度となるが、<u>一般保証とは別枠で最大</u> 2 億 8,000 万円の利用が可能となる。

#### <特例保証の内容>

①保証限度額の別枠化

(一般保険限度額) (別枠保険限度額)

・普通保険 2 億円 + ・普通保険 2 億円

無担保保険 8,000 万円無担保保険 8,000 万円

#### ②保証割合

別枠部分について借入額の80%を保証

③保証料率

保証協会所定(概ね1.0%以下)(一般の保証は1.35%(平均))

## <認定基準>

指定業種に属する事業を行う中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- (イ) 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。
- (ロ)原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。

#### <認定手続き(個々の中小企業者)>

指定された業種に属する事業を営んでいる中小企業者がセーフティネット保証 5 号を利用するには、当該事業に係る取引の数量の減少等が生じているため、その経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けることが必要。

### 4. 現在の業種指定

令和2年5月より、新型コロナ感染症の影響を考慮し、一部例外業種を除く原則全業種が 対象となるよう「中分類」を基準にしている。指定期間は、当初、令和3年6月30日までと なっていたところ、令和3年7月31日までに延長となっている。

令和3年8月1日~12月31日の期間については、全業種指定が解除され、一部業種について対象から外れる予定となっている。

### 5. 業種指定の元となる集計予測

家計調査等の公的な統計を元に業種指定を判断しており、同様の集計方法により「生産又

は販売数」を算出した場合は以下のとおり。

コロナ前(2年前)との比較では、いまだ減少傾向が続いているが、今後の状況次第では、減少幅が低くなっていることも考えられる。

## 【集計結果】

例:「3211 貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)製品製造業」の場合

(単位:円)

平成 31 年			令和2年			令和3年		
1月	2月	3月	1月	2月	3月	1月	2月	3月
415	331	577	647	269	284	203	111	304
3ヶ月平均			3ヶ月平均			3ヶ月平均		
441			400(前年比△9%)			206(前年比△51%)		

※出 典:家計調査(総務省)、経済センサス(総務省)

※推計方法:家計調査の関連品目(装身具)の二人以上世帯平均支出金額を抽出し、経済セ

ンサスの企業数の動向における中小企業比率を乗じて算出

## 6. 依頼事項

家計調査等をもとに集計した場合、<u>今後の状況次第では</u>、セーフティネット 5 号における 業種指定から外れる可能性が高い。

他方、現在の集計方法では、個別業況を正確に反映したものでは無いことから、貴業界で 業種指定のニーズがあれば、<u>業界内の関係統計や個社ヒアリングにより販売数量、売上額等</u> を提供いただきたい。